



精神科看護管理ニュース



Vol. **121**

発行 日本精神科看護協会

2024/2/15

1 令和6年度診療報酬個別改定項目一速報2

令和6年度診療報酬の個別改定項目一速報1に引き続き、精神医療および看護に関連した改定内容をご紹介します。ここでは、速報ダイジェスト版として、個別改定項目の詳細（点数等）が決定しましたので、精神科看護に関する点数等の一部について、速報としてお伝えします。

1. 入院早期から包括的支援マネジメントに基づく入退院支援を行った場合の評価

退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望する対象者への入退院支援への加算が以下のとおり決定しました。

(新) 精神科入退院支援加算 1,000点 (退院時1回)

※ 入院措置に係る患者について、都道府県、保健所を設置する市又は特別区と連携して退院に向けた支援を行った場合に、**精神科措置入院退院支援加算**として、退院時1回に限り、300点を更に所定点数に加算する。

※ 精神科入退院支援加算の新設を踏まえ、**院内標準診療計画加算及び退院調整加算を廃止**する。

(注：算定要件の一部を抜粋しています)

2. 療養生活継続支援加算についての要件及び評価の見直し

療養生活継続支援加算について、療養生活環境整備指導加算を統合するとともに、在宅精神療法を算定する患者に対しても算定可能となりました。

(改) 療養生活継続支援加算

イ 直近の入院において、区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料1を算定した患者の場合	500点
ロ イ以外の患者の場合	350点

3. 地域移行・地域定着に向けた重点的な支援を提供する病棟の評価

地域移行・地域定着を推進する観点から、多職種の重点的な配置、在宅医療の提供実績、自宅等への移行率の実績、診療内容に関するデータの提出等の施設基準を設定した病棟の評価が新設されました。

(新) 精神科地域包括ケア病棟入院料 1,535点 (1日につき)

※ 精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料を算定した期間と通算して180日を限度として、所定点数を算定する。

※ 当該病棟に転棟若しくは転院又は入院した日から起算して90日間に限り、自宅等移行初期加算として、100点を加算する。

※ 当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

(注：算定要件の一部を抜粋しています)

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/2

4. 訪問看護ステーションの機能に応じた訪問看護管理療養費の見直し

多様化する利用者や地域のニーズに対応するとともに、質の高い効果なケアが実施されるよう、訪問看護ステーションの機能強化を図る観点から、訪問看護管理療養費の要件及び評価が見直されました。

(改) 訪問看護管理療養費	イ 訪問看護管理療養費 1	3,000円
	ロ 訪問看護管理療養費 2	2,500円

※ 訪問看護管理療養費 1 のロ：同一建物居住者であるものが占める割合が7割未満であって、精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、**GAF尺度による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上**であること。

※ 訪問看護管理療養費 2：同一建物居住者であるものが占める割合が**7割以上であること又は当該割合が7割未満であって訪問看護管理療養費 1 のいずれにも該当しない**こと。
(注：算定要件の一部を抜粋しています)

5. 不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価

不適切な養育等が疑われる児童の早期発見や、福祉・保健・警察・司法・教育等の関係機関の適切な連携を推進する観点から、児童・思春期精神科入院医療管理料において、多職種で構成される専任のチームを設置して連携体制を整備している場合の評価が新設されました。

(新) 児童・思春期精神科入院医療管理料

【算定要件】当該病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟に入院している患者について、**精神科養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。**

● その他

- ・ 賃上げに向けた評価
- ・ 医療DX推進体制整備加算の新設
- ・ 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化
- ・ 地域移行機能強化病棟の届け出期間延長
- ・ 入院基本料等の見直し
- ・ 情報通信機器を用いた通院精神療法に係る評価
- ・ 小児特定疾患カウンセリング評価の見直し
- ・ 心理支援加算の新設
- などその他多数

詳しい内容については、日精看ホームページ「制度・政策ページ」の「令和6年度診療報酬改定個別改定項目（答申）」からご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001209574.pdf>

今年の説明会の情報量はハンパじゃない！

※ 精神科に特化した診療報酬説明会は日精看だけです

締め切りにご注意ください！

東京会場 大田区産業プラザPiO 小展示ホール 東京都大田区南蒲田1丁目20-20	3月16日(土) 13:00~16:00 定員300名	3月6日(水) 17:00
大阪会場 エル・おおさか 会議室708 大阪府大阪市中央区北浜東3-14	3月20日(水・祝) 13:00~16:00 定員110名	3月10日(日) 17:00
岡山会場 サン・ビーチOKAYAMA ビーチホール 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31	3月23日(土) 13:00~16:00 定員150名	3月13日(水) 17:00
福岡会場 アクロス福岡 大会議室 福岡県福岡市中央区天神1-1-1アクロス福岡	3月30日(土) 13:00~16:00 定員190名	3月20日(水) 17:00
岩手会場 いわて県民情報交流センターアイーナ 研修室812 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1	4月6日(土) 13:00~16:00 定員150名	3月27日(水) 17:00

※日精看ホームページから申し込みに進めます。 https://jpna.jp/cms/wp-content/uploads/2023/12/R06_hoshu-kaitei-setsumeikai.pdf

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034